

志摩市教育委員会会議録

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1. 会議の種類 | 令和5年第3回定例会 | |
| 1. 招集年月日 | 令和5年3月13日(月) | |
| 1. 開催年月日 | 令和5年3月20日(月) | |
| 1. 開催場所 | 志摩市役所404会議室 | |
| 1. 招集をした者 | 舟戸 宏一 | |
| 1. 委員数 | 3名 | |
| 1. 出席委員 | 濱口 茂之・山下 行重・坂中 小百合 | |
| 1. 欠席委員 | 柴原 千峰 | |
| 1. 会議に出席した者 | 教育長
教育部長
教育総務課長
学校教育課長
学校教育課副参事兼管理主事
総合教育センター長
生涯学習スポーツ課長 | 舟戸 宏一
伊藤 幸記
山本 富紀
金光 孝裕
村井 浩志
澤田 真仁
前田 和久 |
| 1. 傍聴人 | 0名 | |
| 1. 事項 | | |

開 会 開会時間 9時00分

- 日程第 1 会議録署名委員の指名 1番 濱口 委員
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第11号 教育に関する市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について
- 日程第 4 議案第12号 志摩市教育委員会出土文化財取扱規則の一部改正について
- 日程第 5 議案第13号 令和5年度志摩市教育委員会事務局職員の人事の承認について（非公開）
- 日程第 6 議案第14号 令和5年度志摩市立幼稚園及び小中学校の教育方針について
- 日程第 7 議案第15号 令和5年度志摩市奨学金の貸与について
- 日程第 8 報告第3号 県費負担教職員の人事異動内示について（非公開）
- 日程第 9 報告第4号 「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果概要について
- 日程第10 報告第5号 「子どもの育ちや学びの支援 志摩市総合教育センター」（保護者宛文書）の配付について
- 日程第11 報告第6号 令和4年度第2回志摩市社会教育委員会議について
- 日程第12 その他協議・報告案件について
 ① 各課からの報告
 ② その他

閉 会 閉会時間 9時45分

教育長	定刻となりましたので、ただいまから、令和5年第3回定例教育委員会を開会します。事項書の日程に従いまして進めさせていただきます。
日程第1	会議録署名委員の指名
教育長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、1番 濱口委員を指名します。よろしくお願いいたします。
委員	よろしくお願いいたします。
日程第2	教育長報告
教育長	日程第2、教育長報告については、お手元に配付の通りです。教育長報告について、質疑はございませんか。
委員	2月16日に浜島町自治会連合会との意見交換会が開かれていますが、出せる範囲で結構ですので、いただいた意見を聞かせてください。よろしくお願いいたします。
教育長	2月16日の浜島町自治会連合会との会議ですが、今後の浜島中学校どうしていくかということについて、これまで中学校、小学校、それから幼保園と順番に保護者のご意見、先生方の意見を聞き取りをしてきて、今年度最後の意見交換ということで、自治会の話をお聞かせいただきました。自治会連合会の役員の方々にこちらから説明をさせていただき、率直なご意見を聞かせていただきました。もちろん、結論は出ているわけではないですし、浜島も地理的に長いので、地区によって考え方に違いがあるとか、あるいは、気持ちとしては地元で学校を残して欲しいけども、先々を考えたら統合は仕方がないかなという意見もありました。統合を否定する意見は、少なかつたように思いますが、今後は、子どもたちや保護者の意見をしっかり聞きながら進めていってほしいという意見を聞いてきたところです。今年度は各団体から意見を聞かせていただきました。それぞれ統合という話があれば、小中学校をとという意見もあり、迷っているという意見もありました。これらを来年度の取り組みにつなげていきたいというところでございます。
委員	わかりました。
教育長	他に質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)

教育長	質疑がないようですので次に進めます。
日程第3	議案第11号 教育に関する市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正について
教育長	日程第3、議案第11号 教育に関する市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	教育総務課です。資料は、2ページからでございます。資料4ページ、新旧対照表をご覧ください。この規則改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2号により教育財産の管理が教育委員会の職務権限であることが明記されています。一方で、同法第22条第4項に地方自治体の長の権限として「教育財産を取得し、及び処分すること」が規定されています。これを踏まえて、本規則の第3条第3号におきまして、教育委員会に補助執行させる事務として「教育財産の取得、管理及び処分」と規定していますが、教育財産の管理につきましては先ほどご説明させていただいたとおり、教育委員会の固有の権限であるため、そもそも自治体の長から教育委員会へ補助執行させる事務の対象となり得ません。法意に沿った適切な規定とするため、今回改正を行うものでございます。なお、ただし書き以降の内容につきましては、本来ですと、学校が廃校となり普通財産となった時点で、教育委員会の所管から市長部局の所管とするのが通例一般的ではありますが、志摩市の運用は、校舎等を除却し更地にした後に所管替えることとしており、そのことを明確にしている条文となっています。以上で教育に関する市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正の説明とさせていただきます。ご審議のうえご承認いただきますようお願い申し上げます。
教育長	説明がありましたが、質疑ございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	それでは質疑がないようですので採決に移ります。 議案第11号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。

	<p>よって議案第 11 号は可決されました。</p>
日程第 4	議案第 12 号 志摩市教育委員会出土文化財取扱規則の一部改正について
教育長	<p>日程第 4、議案第 12 号 志摩市教育委員会出土文化財取扱規則の一部改正についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。事務局。</p>
事務局	<p>生涯学習スポーツ課です。資料は 5 ページからでございます。令和 4 年 4 月 15 日に博物館法の一部を改正する法律が公布され、一部の規定に基づき、令和 5 年 4 月 1 日から施行される予定となっております。博物館法を利用して博物館に相当する施設について定めているため、運用条項等について、改正する必要があります。この博物館法を利用して博物館に相当する施設ですが、志摩市においては志摩市歴史民俗資料館がこれに該当いたします。改正する規則の要点としましては、埋蔵文化財発掘調査等により出土した遺物で、教育委員会が所蔵または保管している出土文化財の貸し出し、寄贈及び寄託に係る取り扱いを定めております。今回、志摩市教育委員会出土文化財取扱規則の第 2 条第 1 号中、同法第 29 条を第 31 条第 1 項に改め、上位法令の博物館法を引用する形をとったものでございます。以上ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。</p>
教育長	<p>説明がありましたが、質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
教育長	<p>それでは質疑がないようですので採決に移ります。 議案第 12 号について承認される方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(挙手)</p>
教育長	<p>挙手全員です。 よって議案第 12 号は可決されました。</p>
日程第 5	議案第 13 号 令和 5 年度志摩市教育委員会事務局職員の人事の承認について
教育長	<p>日程第 5、議案第 13 号 令和 5 年度志摩市教育委員会事務局職員の人事の承認についてを議題とします。本案は、人事案件のため非公開としたいと思います。賛成の方は挙手願います。</p>

各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって、非公開とすることに決定しました
	(非公開)
教育長	質疑はないようですので、非公開を解きます。それでは採決に移ります。議案第 13 号について承認される方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって議案第 13 号は可決されました。
日程第 6	議案第 14 号 令和 5 年度志摩市立幼稚園及び小中学校の教育方針について
教育長	<p>日程第 6、議案第 14 号 令和 5 年度志摩市立幼稚園及び小中学校の教育方針についてを議題とします。本案について私から説明をします。資料は 10 ページ、11 ページをご覧ください。幼稚園と小学校、中学校の重点取り組みの書いてあります。内容的に大きく変わっていることはございませんが、この 3 年間、コロナ禍にあつて、教育についても多くの制限を受けてきました。その中でも、教育の質を落とさないために、目指すものは、幼稚園、小・中学校とも変えずに行ってきました。来年度は、ある程度制限が外れて多くの可能性が出てくる時期になってくるんじゃないかと思しますので、さらに充実した活動をねらっていきたいと思っています。幼稚園については、下線部のところが、語句の変更になっています。①の思考力については、多様な関わりは以前から大事にしているところで、③の生活や遊び、特に幼稚園の中では「遊びを通した」ということがずっと大事にされてきておりますのでそれも引き続き取り組みます。それから⑤のところにチームとしてという下線があると思いますが、新たなものとして付け加え、⑦のところに、不審者侵入を想定したという文言として入れさせていただきました。これで来年度、充実した幼稚園教育を目指していきたいと思っています。</p> <p>11 ページの小中学校については、人づくりの教育はずっと変わらず、これまでも大事なものですし、来年度も大事にしていきたいということで、そこは変わりません。重点取り組みの中で、①の二つ目に学力向上を明記しました。これまでも確かな学力という表現はありましたが、今後も大事</p>

	<p>なところということで、学力向上という言葉も明記した。それから、その下の食育の充実という言葉も入れました。②③については、昨年までは順番が逆でしたが、今年度、いろいろ考える中で、子どもたちに一番近いところとして、危機管理と命を守る教育を2番目に持ってきて、3番目に開かれた学校という方が順序としていいのではないかという判断で、順番を入れ替えました。内容については、語句の変更は多少ありますが、子どもたちが安心安全な学校生活を送るところと、それぞれの特色を生かした学校づくりを進めるという点では変わりはありません。そういった内容で、来年度も進めていきたいということで、提案いたします。審議の上よろしくをお願いします。以上です。</p>
教育長	<p>以上は説明です。質疑ございませんか。 委員。</p>
委員	<p>幼稚園の方の⑦にある不審者侵入を想定した園内訓練など社会的課題になっていることを入れていただいて、より内容がわかりやすくなったと思います。引き続き重点目標の指導の充実はよろしくをお願いします。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。この内容については、こども家庭課とも協議しながら進めております。年度明けて4月になったら、各園、各学校へ周知をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。他に質疑ありませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
教育長	<p>質疑はないようですので、採決に移ります。議案第14号について承認される方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(挙手)</p>
教育長	<p>挙手全員です。 よって議案第14号は可決されました。</p>
日程第7	<p>議案第15号 令和5年度志摩市奨学金の貸与について</p>
教育長	<p>日程第7、議案第15号 令和5年度志摩市奨学金の貸与についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。</p>
事務局	<p>資料は12ページからです。令和5年度の奨学金の貸与予定案でございます。</p>

	<p>すが、資料 13 ページをご覧ください。まず、新規の方でございますが、高等学校相当としまして 5 人、1 人 24 万円ですので計 120 万円、大学校相当も 5 人、1 人 36 万円ということで合計 180 万円を見込んでいます。続きまして、継続の方でございますが、高等学校相当の方の令和 4 年度の申請がございませんでしたので、令和 5 年度は 0 人とさせていただいております。大学校相当の継続につきましては、令和 4 年度に申請された方が 3 人おみえですので、1 人 36 万円です計 108 万円の見込みとさせていただきました。新規、継続の合計といたしまして、13 人、408 万円の貸与を予定しております。以上で令和 5 年度志摩市奨学金の貸与についての説明とさせていただきます。ご審議のうえご承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
教育長	<p>説明がありましたが、質疑ございませんか。</p>
委員	<p>委員</p>
委員	<p>経済的に厳しい家庭もあると思います。もし 5 名を超えるような申し込みがあった場合はどのようになるのかお考えをお聞かせください。</p>
教育長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>新規は高等学校、大学ともに 5 名ということで予定をしております。この 5 名というのは、これまでの実績を踏まえての設定ですが、基金の残高にも余裕がありますので、もし 5 名を超えるようであれば、審査会にも諮りながら、できるだけ多くの方に貸与できるような方向で検討したいと考えております。以上でございます。</p>
委員	<p>ありがとうございます。わかりました。</p>
教育長	<p>他に質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
教育長	<p>質疑がないようですので採決に移ります。 議案第 15 号について承認される方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(挙手)</p>
教育長	<p>挙手全員です。 よって議案第 15 号は可決されました。</p>

日程第8	報告第3号 県費負担教職員の人事異動内示について
教育長	日程第8、報告第3号 県費負担教職員の人事異動内示についてを議題とします。本案は、人事案件のため非公開としたいと思います。賛成の方は挙手願います。
各委員	(挙手)
教育長	挙手全員です。よって、非公開とすることに決定しました (非公開)
教育長	質疑はないようですので、非公開を解きます。以上で報告第3号は承認されました。
日程第9	報告第4号 「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果概要について
教育長	日程第9、報告第4号 「令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果概要についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	総合教育センターです。令和4年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の概要を報告いたします。資料は、15ページからです。この調査の対象学年は、小学校第5学年と中学校第2学年です。「1実施状況について」に、具体的な児童生徒数等を記載しました。「2体力テスト種目および体力合計点の調査結果について」に、校種別・種目別・男女別の全国・三重県・志摩市の結果を記載しました。志摩市の数値の左に二重丸がついているものは、全国値を上回ったものです。「3今後の対応策」としましては、体育の授業を出発点に、子どもたちが運動能力の向上について、自分なりに目標をたてて取り組んだり、仲間と教え合ったりする場面を多く作り、できる喜びや楽しさを実感できるような授業づくりを行なっていくよう働きかけていきます。また、各校で体力向上の目標設定や生活習慣の改善等、自校の実態に合わせた体力向上の取り組みが推進されるよう支援していきたいと考えております。

教育長	報告がありました。質疑はございませんか。 委員。
委員	これを見ると、小学生女子のほとんどの結果が全国平均値よりも低いことが気になります。引き続き体力向上と、それに合わせて、食育や生活習慣の取り組みもよろしくをお願いします。
教育長	事務局。
事務局	ご指摘ありがとうございます。引き続き、体力向上を進めて参りたいと考えております。よろしくをお願いします。
教育長	他にいかがでしょうか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、報告第4号は承認されました。
日程第10	報告第5号 「子どもの育ちや学びの支援 志摩市総合教育センター」(保護者宛文書)の配付について
教育長	日程第10、報告第5号 「子どもの育ちや学びの支援 志摩市総合教育センター」(保護者宛文書)の配付についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	総合教育センターです。引き続きよろしくお願ひいたします。実際配付した文書が19ページ20ページにあります。このほど、保育所・幼稚園・小中学校の保護者あての文書を配付しましたので、報告いたします。今回の内容は、志摩市の教育支援についてです。特別な支援を必要とするお子さんに対する支援につきまして、内容と流れを案内したものです。表面をご覧ください。特別支援学級の概要を記載するとともに、希望する場合の流れを、就学支援委員会を中心に記載しました。裏面をご覧ください。表面に引き続いて就学支援に関するスケジュールを記載し、その下に、通級指導教室である、ことばの教室やはぐくみ教室、また、発達支援教室である「しまっこ教室」について、記載しました。以上が内容についてです。子どもの特別支援学級への入級等を希望される保護者の方や先生に志摩市の教育支援の全体的な概要を掴んでいただくため、今回このように便りを発出させていただきました。年度が変わりますと7月の就学支援委員会まで日がありますので、年度が変わってから、7月までの間にも再度、案

	内をさせていただく予定です。
教育長	報告がありました但質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、報告第5号は承認されました。
日程第11	報告第6号 令和4年度第2回志摩市社会教育委員会議について
教育長	日程第11、報告第6号 令和4年度第2回志摩市社会教育委員会議についてを議題とします。本案について事務局から説明を求めます。 事務局。
事務局	生涯学習スポーツ課です。よろしくお願いいいたします。資料につきましては21ページからでございます。まずはじめに開会にあたりまして、教育長より、新型コロナウイルス感染症について、今後の取扱いが変わる方向であるが、社会教育においても、新しい発想の中で、新しい動きをつくり出せることも可能ではないかと思うので、忌憚のないご意見をいただきたいと挨拶から始まりました。今回の議題につきましては、令和5年度、社会教育関係事業計画についてということで、生涯学習事業をはじめ、各事業担当より令和5年度事業計画の方を説明いたしました。また個別案件といたしまして、令和4年度第1回社会教育委員会議の議題でもありました、性教育をベースとした権利教育ということで実施した生涯学習講座「おうちで話そう性のこと」や、国県指定文化財の調査の実施内容について報告させていただきました。今回の委員からの意見といたしましては、図書館関連が2点、それから文化財関係が1点です。まず図書館関係につきましては、予算減額された事業は実施団体に不便がないものとなっているかという意見がございました。また図書館講座の予算の皆減についても、もともと予算が少ないため、昨年度も意見を出したがどんなふうになっているかという意見がございました。これにつきましては、予算の方は減ったのですが、職員がリモート接続の方法を熟知して、自前で講座ができるようになったというふうに回答させていただきました。それから図書館に行っても調べたい資料がそろっていなかったり、また調べられなかったりという意見もございました。その点についても、図書館担当に伝え、調べやすいより良い図書館を作っていきたいというふうに回答させていただきました。 また、市の指定文化財以外でも、地域で祀っているものや行事があつて、高齢化などによって消えてしまうかもしれない文化の掘り起こしをして

もらうとありがたいという意見もございました。事務局といたしましては、指定文化財以外の会議等への補助金制度があり、一定の基準で支給をしていること、また後継者不足の課題につきましても、行政で可能な範囲で、出向いて現地調査したりしておりますので、そのような支援の形がとれるようにしていきたい、また、バーチャルリアリティ技術等を取り入れ、取り組んでいきたいと考えてるという回答をさせていただきました。

続きまして、意見を求める案件といたしまして、休日の部活動の地域移行について、前回も多くの意見をいただきましたが、今回、国の動きや市の動きも少し変化があった部分もございますので、まず事務局より現状報告をさせていただきました。23 ページの方をご覧ください。前回も多くの意見いただきましたけれども、国の方も、令和5年から令和7年の3年間で、しっかり進めていきなさいという、今年度当初の話でしたけれども、令和4年12月の通知においては、その3年間で推進期間として可能な範囲で進めるというふうに内容が変わってきたところであります。市においても、様々な関係者と連絡会議等々行わせていただいて、令和5年度については、サッカーをモデル種目として取り組んでいこうという話で、進めていきたいと考えております。この件については多くの委員の皆様方から意見の方もいただいております。例えば、現在試行事業として、志摩中学校のバレーボールの指導を志摩B&G海洋センターで行っているという中で、先生の中でも意見が分かれるということや、指導者に関しては確保が必要ですし、交通手段をどのようにしていくかということも、委員からは意見が出ました。続きまして24ページの方をご覧いただきたいと思っております。サッカーについて、令和5年度からということで計画などができるかという意見もございました。事務局サイドといたしましては、夏の大会以降、練習を計画しております、この場合の交通機関をどのようにしなければいけないか、家庭での送迎がもしできなければ、どうすればいいのかという課題があります。現在のところは公共交通機関利用というふうに考えておりますけれども、その辺についてもしっかりと協議していきたいと考えております。それから、学校の課外活動の機能を持たせたまま移行していきたいと事務局は考えておりますけれども、学校での管理下にあるのかどうかという意見もございました。それから実施したアンケート調査の対象者について意見もございました。対象は、現在の中学校1年生、それから小学校4年から6年まで、また、学校の先生方にもご意見を頂戴していると回答させていただきました。この学校部活動は本当に課題もたくさんありますが、一つ一つの課題を解決しながら進めていかなければという意見はたくさん出ております。25ページの最後の方には、学校の部活動は解散し、地域の方へどんどん入ってくださーいといった意見もございました。その点につきましても、先生の中でも学校の部活動を頑張りたいたいという意見もございますので、すぐには難しいと答えさせていただきました。来年度、サッカーの方モデル事業等を進めていきたいと考えておりますが、やっ

	いく中での課題、また現状すでに抱えてる課題等がございます。基本的には、子どもたちがスポーツに継続的に親しむことができる機会、環境をしっかりと確保していくということが大前提にありますので、その点を最重要におきまして、進めていきたいと考えております。以上でございます。
教育長	報告がありました但し質疑はございませんか。
各委員	(質疑なし)
教育長	質疑はないようですので、報告第6号は承認されました。
日程第12	その他協議・報告案件について
教育長	日程第12、その他協議・報告案件についてを議題とします。まず①の、各課からの行事予定の報告を求めます。質疑については各課報告の後、一括して行いますので、よろしくお願ひします。 事務局。
事務局	教育総務課は資料27ページをご覧ください。4月14日金曜日に、令和5年度小中学校予算配当説明会を開催します。4月20日木曜日の9時から、第4回定例教育委員会を405会議室で開催いたしますので、ご予定の方をよろしくお願ひいたします。以上です。
教育長	事務局。
事務局	学校教育課です。3月24日小中学校の修了式が行われます。3月31日、教職員退職辞令交付式、4月3日教職員辞令交付式があります。4月6日に小中学校の始業式がありまして、4月7日、中学校入学式が予定されています。今回、統一地方選挙がある関係で、4月11日に小学校入学式、12日に幼稚園入学式があります。そのあと、4月13日に人権感覚あふれる学校づくり事業説明会、14日に令和5年度小中学校予算配当説明会の予定です。
教育長	事務局。
事務局	総合教育センターです。この期間行事予定等はございませんが、4月14日小中学校予算配当説明会には参画し説明させていただきます。
教育長	事務局。

事務局	<p>生涯学習スポーツ課です。資料の方 30 ページをご覧ください。4月1日から26日まで、午前9時30分より歴史民俗資料館企画展として、パネル展「志摩の気候風土と住まいづくり学習事業」を開催します。志摩市建設部営繕課が共同事業として実施している同事業の経過報告をパネル展という形で展示いたします。令和4年11月に市民ギャラリーで展示したものに、加えて展示の方をさせていただきます。写真説明パネルは約15枚程度でございます。以上、行事予定の報告となります。よろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>以上で、各課からの報告はすべて終わりましたので、一括して質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
教育長	<p>質疑はないようですので、次へ進みます。②その他について、何か報告事項等はありませんか。</p>
各委員・事務局	<p>(特になし)</p>
教育長	<p>ないようですので、その他協議・報告案件についてはこれで終わります。以上で本日の日程はすべて終了しました。次回定例教育委員会は、令和5年4月20日木曜日、9時から4階405会議室で予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。以上で、令和5年第3回定例教育委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p> <p>本日の会議を記録し、署名する。</p> <p style="text-align: center;">教 育 長</p> <p style="text-align: center;">委 員</p>